

ヘルパンギーナの警報発令について

令和5年第25週（6月19日から25日まで）における本県の1医療機関当たりの患者報告数（※）が、国の定める警報発令の基準値を超えましたので、本日、ヘルパンギーナの警報を発令しました。

県民の皆様におきましては、手洗いを始めとした「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底をお願いいたします。

1 ヘルパンギーナとは

口腔内にできる特有の小さい水疱（すいほう）と発熱を主症状とする夏かぜの一種です。

○ 感染経路は？

飛沫感染、接触感染及び糞口感染（便に排出されたウイルスが口に入り感染）するため、特に保育園や幼稚園での集団感染に注意が必要です。

○ 症状があるときには？

- ・医療機関を受診し医師の指示に従ってください。
- ・水分と十分な休養を取りましょう。

○ 予防するには？

- ・トイレやおむつ交換の後には、手洗いをしましょう。
- ・手洗いは、石けんと流水でしっかり行いましょう。
- ・タオルなどを共用しないようにしましょう。

2 患者発生状況

管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数		管轄 保健所名	1 定点当たりの患者報告数	
	直近（25 週） （6/19～25）	前週（24 週） （6/12～18）		直近（25 週） （6/19～25）	前週（24 週） （6/12～18）
前橋市	8. 8 8	3. 2 5	吾 妻	0. 5 0	0. 0 0
高崎市	8. 8 9	2. 7 8	利根沼田	4. 6 7	4. 3 3
伊勢崎	1 0. 0 0	7. 6 7	館 林	3. 6 0	2. 8 0
渋 川	3. 2 5	2. 0 0	桐 生	1 0. 4 0	3. 0 0
藤 岡	1 5. 5 0	8. 0 0	太 田	8. 1 7	6. 0 0
富 岡	1 2. 0 0	4. 5 0	安 中	2 0. 0 0	0. 0 0
県全体	8. 3 9	3. 8 5			

【警報の基準値】 開始基準値 6.00 人以上/終息基準値 2.00 人未満

3 過去の警報発令状況

平成29年度～令和4年度 発令なし

平成28年度 発令：8月2日 解除：9月13日

（※）発生動向を把握するために、県内54医療機関（定点医療機関）から1週間分の患者数の報告を受けて、1 定点当たりの患者報告数をもって流行状況を把握する目安としている。
警報発令・解除の判断は、県全体の数値をもって行うこととしている。